

Islam in the Modern National State

Erwin, I. J. Rosenthal
 Cambridge, University Press 1965
 xxi 416 pp.

著者E・I・J・ローゼンタールはケンブリッジ大學のOriental StudiesのReaderであり、一九五六年にAverroes' Commentary on Plato's Republic, 五八年にPolitical Thought in Medieval Islamを著わしているのにみられるように主としてイスラムにおける「國家」の問題を研究してきた人である。彼は近代民族國家におけるイスラムという主題をもつ本書において現代世界においてイスラムが直面している精神的な危機とそれに對處しようとするムスリムの態度を述べている。イスラム諸國を植民地状態から解放するためのナショナルリズムが非宗教的な、近代西方世界からの借りものであつてイスラム世界の土壌から生まれたものではないという、本質的に宗教と政治が不可分の關係にある古典イスラムの理想とは合わない。そこに近代世界におけるイスラムの危機が生まれるのは當然であつた。しかし、我々が現實にも知るように、かつてイスラムが君臨していた地域ではイスラムがなお強力な根をもつていることも確かである。すなわち、ムスリム世界はなおイスラムと訣別することができない。そこで、近代的な、民族的な世界におけるイスラムが問題となつてくる。歴史を過去のものとして現在から切り離し、孤立したものとして考へるのではなく、現在まで續く流れ

として考へることが必要であるならば、我々が現代世界におけるイスラムの實情について知ることは歴史研究の上からいっても極めて重要なことであらう。

本書は著者ローゼンタールが一九六〇—一年、六二年に歴訪した國々、パキスタン、インド、マラヤ、イラン、トルコ、モロッコ、チュニジアにおけるイスラムの現状を觀察し、記述することを意圖して書かれたものであり、なんらかの規定をなしたり、一定の結論をだそうと意圖してはいない。それ故に讀者は自らの意志・主義に従つて判斷をなし、結論をだすことが可能となるのであり、著者もまた、それを意圖しているものと思はれる。

本書の内容は序論に次いで本文は二部から成り、各々は次のような構成になつてゐる。

第一部 危機と過渡期にある現代イスラム

第一節

第一章 人的な情況

第二章 古典的な基礎

第三章 イスラムとトルコナショナルリズム

第四章 ヒラーフに對する支持および反對

第五章 イスラムとアラブナショナルリズム

第六章 パキスタンに對するイスラム國家

第七章 'Ahl al-Faṣl: イスラムとアラブナショナルリズム

の混合

第二部 近代民族國家におけるイスラム

第一節 憲法問題

第八章 パキスタン・イスラム共和國

補・今日のインドにおけるイスラムについての考察

第九章 マラヤのイスラム

第十章 イランとトルコにおけるイスラムについての觀察

第十一章 チュニジアとモロッコのイスラム

第二節 法における變化と婦人の解放

第十二章 法の變化

第十三章 婦人の解放

第三節 民族教育におけるイスラムの位置

第十四章 パキスタンにおけるイスラムと教育

補・マラヤの宗教教育についての觀察

第十五章 チュニジアとモロッコにおけるイスラムと民族的、アラブ的教育

結 語

以上のような多彩な内容をもつ本書を十分に理解して批評、紹介することはイスラムについて深い研究をした人にしてはじめてよくなし得ることであるが、一國の歴史研究にのみ没入して狭い地域しか見ることのできなかつた筆者にとつて本書を讀んだ結果がただ紹介にとどまるにしても大いに意味があると考え、敢えて筆をとつた次第である。

序論において著者は現代イスラムの精神的危機の原因についてのムスリムの考えをまず紹介している。すなわち、彼らは植民地の時代に導入された西方文明が現在の精神的危機とそれに伴う種々の困難な状況に責任があると考へている。イスラム諸國にもたらされた近代西歐文明はフランス革命の結果、生じたものであり、その革命は政教の分離を行ない世俗的な國家を建設し、世俗的なナシヨナリ

ズムを生み出したのである。これが政教不可分のイスラムの土地に移植された時、矛盾が生じるのは當然のことであつた。しかも、イスラムはキリスト教のように根本的な改革を経験してはなかつた。それ故に近代的な諸思想（共產主義をも含めて）に對抗するにはあまりにも無力である。ここにおいて「イスラムとは何か」という問題が生ずるのであり、それは現代のムスリムにとつて最も深刻な問題となつてくるのである。これらの諸國の中でトルコはいち早くイスラムを個人的な立場の宗教とし、過去に背を向けてためらうことなく西方へ向いたのであつたが、それ以前にはタンジマート期以來のイスラムと西方文明の拮抗の長い歴史があつたことを忘れてはならない。そして著者はこの時、トルコが経験したものがまさしく現代のムスリム諸國が直面している現實なのであると断定する。

第一部、著者は民族國家形成期のムスリム思想家によるイスラムと國家の關係についての考察を分析する。そしてこれは第二部のための導入的な部分をなしており、第二部のための背景である。

第一部、第一節では民族國家形成の前後の時期に西歐文明の流入により、人間の立場、状況がどのような變化をしたかということ、が説明される。民族國家形成期には政治的自由のための闘い、ナシヨナリズムが優先し、イスラムとナシヨナリズムという反對感情は共存することができたが、一旦、外壓を排除すると内部の問題が表面化した。すなわち、近代西歐文明とイスラムの中世的な體制の間隙はあまりにも大きすぎたのである。これを説明するために著者はイスラムの國家概念を古典的な基礎として提出する。ウンマの理想と領域的なナシヨナリズムの對立は必然的であり、ここに「イスラムとは何か」という問題を自ら解くことが必要となつてくる。しか

し、著者はイスラムの歴史の中にみられた近代的な概念である俗権國家の理論を指摘して、この問題解決の可能性を見出している。國際關係が擴大して、今まで孤立していた個々の世界が一つの世界となった時、當然、イスラム世界は中世の中に戻ることはできない。それ故にイスラムの側に變化がなければならぬのである。そしてムスリムにとつては近代社會にどのようにイスラムを位置づけるかが問題となってくる。このような觀點から著者はイスラム世界において最初にこの問題に直面したトルコで問題がいかに考えられたかをもつて論を始め、新オスマン人たちの思想、イスラミストの思想、近代西歐文明とイスラムの共存を説いた *Nizā Ghalp* の思想を分析する。これを導入部分として第四章以下ではナシヨナリズムの時代のムスリムの二つの主たる態度の代表者としてイスラム國家擁護論者 *Rashid Rida*、その後繼者 *Muhammad al-Ghazali* の思想、俗権國家擁護論者 *‘Ali Abd al-Raziq*、*Khalid Muhammad Khalid* の思想を分析する。さらにアラブのナシヨナリズムと關連して *Muhammad ‘Abdullah as-Samman* 等の思想が分析される。このうち、保守主義者に共通する態度はナシヨナリズム排斥であり、愛國主義の主張である。彼らの理想社會がウンマであるかぎり、その思想は愛國主義の段階にとどまる。この、國土に對する愛ということはムスリム世界の傳統主義者、政府の基本的な態度であり、教育における方針であることは第二部第三節において實證されている。また、一方においては汎アラブ主義の形でナシヨナリズムを主張する思想の存在が指摘され、彼らの主張によれば「眞のナシヨナリズムは決して眞實の宗教とは矛盾しない」のであり、著者はこれを「ナシヨナリズムがイスラムを吸収する」と表現している。

最後に、ラシード・リザの如きイスラム國家擁護論者も、純粹のナシヨナリストも今は存在しないが、*Iktwan al-Muslimin* (ムスリム同胞組合) のような全體的、包括的な生活方法としてイスラムを防衛し、その危機をイスラム社會主義の形で救済しようとする一般的风潮の他方には、なお「イスラムイデオロギー」を主張して最終の目標をイスラム國家におく人々が存在し、イスラムは宗教としてではなく、具體的な、政治的な狙いをもつて追求されていることを指摘する。

以上は主としてエジプトの現代ムスリムの思想であり、主張であったが、パキスタンについてはイスラム國家建設のプログラムである *Muhammad Asad* の論文とパキスタン國家建設の闘士 *Maulana Maududi* の論文が分析される。ここにおいて注目すべきことはマウドゥディーが「パキスタン・イスラム國家は普遍的なイスラムのウンマの一部分である」と示唆していることであり、パキスタン・イスラム國家の建設はイスラム・ルネッサンスの目標とされていることである。ローゼンタールは彼の主張を中世的と考えているが、その、イスラム的諸原則に合う教育改革と道徳的訓練を主張している部分を特異として注目している。そして、實際にこれはなおムスリム諸國の教育の中に實踐されていることが、やはり第二部において實證されている。

最後に、ムスリムの中にある進歩的な考えとして、モロッコ獨立の闘士であった *‘Ali al-Fassi* の思想を紹介する。彼は「イスラムは運動である」としてその變化を主張し、排他的なイスラムではなく、近代的なイスラム——近代西方文明の批判的な受容を可能にする——の立場にたつて、固有のものに西歐民主的要素を結合した

政治機構の擁護とモロコシ民主主義を主張する。それ故に、ムスリムの中に傳統的にある、シャリーアを基本の法として新解釋 (New Interpretation) によりそれを敷衍するという方法ではなく、二十世紀においては近代法、外國から採用した法でこれを補足しなければならないとする。ローゼンタールは「彼のアプローチは近代社會學者のそれであつて、ムスリム神學者のそれではない」と彼を評價して、それまでの思想家たちから區別している。

第二部、第一節の中で特に重きをなしているのはパキスタンの問題である。この中では民族主義運動の時期の指導者たち、Sayyid Ahmad Khan, Mohammad Ali Jinnah その他の思想が分析され、これとともに今日のパキスタン人の思想的源泉であるイスラムの改革主義者 Shah Wali Ullah の「宗教社會學」が分析される。パキスタン國家の性格についての部分はさらに興味をひきおこすに十分である。この中では「イスラムイデオロギー」が述べられ、パキスタンの政治家、インテリゲンチアが現代的な、政治的な感覺においてこの語を使用している、すなわち、この國においては宗教はイデオロギー化されていることが指摘される。そして著者がイスラムはイデオロギーたり得るかどうかと疑問をさしはさんでいるのは當然である。なぜなら、イデオロギーという語は宗教とは關係のない嚴密に政治的な語であるからである。ここに再び、少數民族との關係において「イスラムとは何か」という問題が現われる。また、この部分ではパキスタンの憲法制定をめぐる論争の経過および憲法の性格がかなり詳しく論じられている。そしてこの長い章の最後に著者は「イスラムはパキスタンの存在理由である」という言葉を確認して「イスラムは彼らのナショナルイズムに對して内容と意味

を與えている」と結論している。

第八章を含めて第一節ではイスラムの問題が憲法の性格と國家機構を通して分析される。これらの憲法を通してみられた諸國はすべてムスリム國家であつて、イスラム國家ではないという點は二十世紀においてはもはやイスラム國家は存在し得ないということを示しているにもかかわらず、憲法の内容がなおイスラムの原則に忠實であり、幾分、近代化されているにしても、完全に俗權的な法となっていないことはキリスト教その他の宗教とは異なつて、その誕生以來、イスラムが單なる宗教ではなくて政治、社會を含めた總合體であつたことが大きな原因であり、イスラムが完全に近代世界における宗教の位置までその力を減ずるのはまだかなり先のことであらうこと、そしてムスリムたちは依然としてイスラムに對する感情的な執着を失うことはないだろうということを暗示する。しかし、國家がイスラム國家建設の夢を完全に捨て去ることができないとしてもムスリム國家という近代民族國家の形態をとつてゐることは今後のイスラムの生き残る道を示している。

第二節では特に私法、親族法における變化、これに關連するものとして婦人の問題、特に結婚、離婚の問題、Polygamy の問題に關する法規規定が分析されており、これとともに婦人自身の解放のための運動、婦人の教育が論じられる。

第三節に著者が述べるところに従えば、これらのムスリム諸國においては公的な、國家的な教育においてはイスラムが大きな役割を演じており、それぞれの諸國は例外なく、この宗教教育を義務教育のうちに含め、その目標を愛國主義的な「良き市民」の育成に對しているのである。しかし、ここでは教育者養成のための高等教育が

問題にされる。なぜなら、植民地時代に列強は土着民の教育を無視し、そのため、傳統的なイスラムの高等教育施設は存在していたにしても、それはならぬイスラムに對して科學的な研究方法を適用するものではなかつた。それ故に、初等・中等教育において近代的、科學的な方法でイスラムを教える教師が現在、不足しているのである。そしてこの近代的な歴史的批判主義なしでは若い世代をひきつけることができず、イスラムは近代の諸「イズム」の挑戦に對抗することができないと著者は斷言している。しかしながら、良きテキラストと教師が供給されるならば近代的な宗教教育は成功し、イスラムは若い世代にとつても精神的な源泉、力たりうるであろう。それはまた、唯物主義の世界に適應して生きていくためにイスラムの世俗化をひきおこすであろうが、他方、積極的な、近代的なイスラムへと發展する可能性を與えるものであると結論されている。

結論において著者は近代民族國家におけるイスラムの役割は緊急な解決を必要としており、イスラムの理想の社會のバターンの上に近代國家を建設するためには國內のムスリム、非ムスリムの相互理解と協同が必要であり、また、これは國外的にも擴大されるべきであるとする。そのために植民地時代の名残りを含めて從來のキリスト教西方に對するムスリムの不信の解消が必要であるとし、それとともに西方の側の理解を要求する。そしてただ植民地主義者、帝國主義者として自己を非難するだけでは問題の解決にならないと述べ、實際的な解決の道へ互いに努力する必要があると説いている。しかし、イスラム世界の諸國が植民地時代にけた西方不信の念はそう急速には消えることはないだろう。やはり西方の側の反省が同時に必要とされるのではなからうか。問題は單に實際的な面のみで

はなく心情的な面をもつからである。

以上のような多彩な内容をもつ本書は先述したように主としてムスリム諸國を實際に訪問した結果、書かれたものであり、著者は確かに現地地の知識人、學生、政治家等のいわゆる上部構造に屬する人々とは直接に話をし、彼らの考えを理解し、記述している。しかし、古い體制を依然として保ち、外部的な變化はうけたにしても、なお内部的には變化できないでいる、下部の、ムスリム國民の大部分を形成する民衆との直接の對話はなかつたようである。我々はこれらの國家の中に容易に我々の時代の流れに自ら入つてこようとはしない、むしろ自主性をもたずに流されていく部分があり、依然として前近代的な要素を残している根底にはこれらの民衆の思想構造から由來するものがあるのではなからうかと想像するのであるが、その點が本書において明瞭にされていないのはなぜであろうか。あえていうことが許されるならば、著者の觀察はあくまでも從來の西歐的な見方の域をでなかつたといへはしないだろう。また、現代におけるイスラムを論じる時には、やはり、典型的なイスラム國家としてのサウディ・アラビアについての言及がなされることは非常に意味があるように思えるのであるが、著者はこの國を訪問していないためか、あるいはただ民族國家の枠内で考察されるのが本書の意圖であつたためか、一言も觸れていないのは残念に思われる。

用語の問題についてであるが、我々が近、現代のムスリム世界をみる時、注意しなければならない點が本書で示唆されているのはきわめて重要である。すなわち、①イスラム國家とムスリム國家、②世俗國家 (Secular State) と俗權國家 (Lay State) の相違の問題である。

ローゼンタールは特に第八章において①の問題をとりあげ、イスラム國家とは國法がシャリーアである國家のことであり、その刑法、民法がシャリーアに基づいている國家であり、ムスリム國家とは近代法に基づいた、ムスリムの近代民族國家であると定義する。それ故に、たとえ國教がイスラムであっても、公法がシャリーアでない場合にはイスラム國家ではあり得ないのである。

②の問題は我々が *lay, secular* という語を翻譯する場合に「世俗的な」と一概に譯することの危険性を示唆するものである。すなわち、レイとセキユラーはまったく異なる意味合いをもっていることが民族國家におけるイスラムのあり方と關わりあつて問題になつてくる。レイは神權に對して俗權的とも翻譯すべき語であつて、非宗教的すなわち、宗教的には無色透明の状態をいうのであり、その結果、宗教とは並び存することができる状態である。これに對してセキユラーは世俗的と翻譯できる語であり、反宗教、無宗教の状態をさすのであつて、宗教とは對立關係にあり、並び存することはできない状態をいうことが特に第六章で示唆されている。

これらのカテゴリーは我々が現代のムスリム諸國をみる時、必然的に考慮にいれる必要があるものである。

以上、イスラムの全體について、あるいは思想について熟知していない、イスラム研究の入口にたつて茫然としている初學の筆者が拙文よつてあえて紹介したこの書は、イスラムの本質といふものを知ることを求める者にとつては一讀することにより大きな助けを得られるに違いない價值をもつと思われる。

(齋藤淑子)

東洋史研究叢刊

第二十 隋 唐 史 研 究

布目潮瀨 著

A5判 本文四九五頁 附索引

定價 二八〇〇圓

第十九 中國古代の家族と國家

守屋美都雄 著

A5判 本文六五〇頁 附索引

定價 三二〇〇圓

第十八 中國政治制度の研究

山本隆義 著

A5判 本文五三〇頁 附索引

定價 三〇〇〇圓

右書御希望の方は本會までお申込み下さい。(國內送料) (本會負擔)

京都市左京區吉田本町 京大文學部内

東 洋 史 研 究 會

振替 京都三七八二番